

中部清掃組合同規約の変更につき議決を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、中部清掃組合同規約を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第290条の規定により、市議会の議決を求める。

平成30年11月29日提出

東近江市長 小 椋 正 清

中部清掃組合同規約の一部を変更する規約

中部清掃組合同規約（昭和46年滋賀県指令地第878号）の一部を次のように変更する。

第3条を次のように改める。

（組合の共同処理する事務）

第3条 組合は、処理施設の設置及び管理運営並びに関係市町の地区内のごみの収集に関する事務を共同処理する。

第7条第2項中「が終わった」を「を行った」に改める。

第8条第1項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第10条第4項を削り、同条第5項中「職員（前項に定める職員を除く。）」を「者」に改め、同項を同条第4項とする。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

東近江市の平成17年2月11日合併前の愛東町及び湖東町の区域が、中部清掃組合の共同処理する事務のうち、ごみの搬入に関し、平成31年4月1日から利用を開始するに当たり、中部清掃組合同規約の一部を変更することについて協議したく、本議案を提出するものである。